

NS ローンファンド 10 年(解約制限なし)

契約締結前交付書面 (重要事項説明書)

この契約締結前交付書面(重要事項説明書)(以下「本書面」といいます。) は、お客様が NS ファンディング合同会社(以下「営業者」といいます。)と匿名組合契約(以下「本匿名組合契約」といいます。)を締結するにあたり、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により、契約締結前に当社がお客様にお渡しするものです。

また、本書面には、第二種金融商品取引業協会「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に基づいて当社がお客様に提供すべき情報も記載されています。

ご不明な点がございましたら、当社までお問い合わせください。

日産証券株式会社
東京都中央区銀座 6-10-1 GINZA SIX 9 階
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第 131 号

第 1 金融商品取引業等に関する内閣府令第 79 条第 3 項に規定する事項

本書面には、金融商品のお取引を行っていただく上で、重要となるリスクや留意点が記載されておりますので、投資にあたっては、本書面を十分お読みいただき、内容を十分ご理解のうえお申込みください。

本匿名組合契約は、営業者(発行者)が実施する貸付事業(以下「本事業」といいます。)に出資金を充当し、本事業から生じる利益の分配を受けること等を内容としています。

お客様が本匿名組合契約の締結により取得する権利は、本事業に利益が生じた場合に限り、お客様に利益を分配するものであり、出資金の償還および利益の分配は保証されていません。

営業者の事業環境の変動もしくは財政状態の悪化により、利益の分配を行うことができず、または出資金の元本が毀損し、損失を被ることがあります。また、本事業の貸付先からの返済が滞った場合などは、利益の分配を行うことができず、または出資金の元本が毀損し、損失を被ることがあります。

投資にあたっては、以上のような本匿名組合契約の特性(詳細は本書面をお読みください。)を理解した上で、ご自身の知識、経験、財産の状況および投資目的に照らし

で適切であると判断する場合にのみ、お客様ご自身の責任において投資を行ってください。

第 2 金融商品取引業等に関する内閣府令第 79 条第 2 項に規定する事項

1. 手数料など諸費用について

(1) お客様にご負担いただく手数料等

本匿名組合契約においてお客様にご負担いただく手数料等は、次の①ないし④のとおりです。

① 銀行振込手数料

お客様が当社に対して本匿名組合契約に係る出資の申込金を送金する際の銀行振込手数料を負担していただきます。また、ご入金をご本人様名義でのみ可能です。名義の異なるお振込みの場合、お客様からの組戻し手続きが必要となりますが、組戻し手数料等はお客様のご負担となります。

② 出金手数料

営業者がお客様に対して分配する利益または償還金および預託金を、お客様の指定する銀行預金口座への出金をする場合において、その出金額が1万円未満であるとき、または出金回数が月 2 回以上のときは、1 回当たり 660 円（消費税および地方消費税を含みます。）の出金手数料を負担していただきます。

③ 解約手数料

解約手数料はいただきません。

④ 営業者報酬

営業者は運用期間中の営業者報酬は受領しませんが、本匿名組合契約の契約期間終了後、お客様に出資金元本の償還を行った後も本匿名組合に属する残余財産がある場合（端数処理の結果生じるものが想定されます。）は、これを営業者報酬として受領します。

(2) 営業者または当社が負担する手数料等

本匿名組合契約において営業者または当社が負担する手数料等は、次の①ないし④のとおりです。

① 申込手数料

本匿名組合契約に基づく出資の申込みに際し、営業者および当社はお客様から手数料をいただきません。

② 出資金の償還、利益の分配に伴う費用等

営業者が出資金の償還、利益の分配を行う場合、出金手続に伴う振込手数料は、営業者が負担します。

③ 委託業者等に関する費用

本事業の実行に伴う費用として、弁護士、税理士などの専門家等に業務委託する場合、これらの費用は営業者が自己の事業費用として負担し、本匿名組合財産からは支出しません。

④ 業務委託報酬

当社は、本匿名組合契約の募集または私募の取扱いに係る業務委託報酬を営業者より受領しますが、この費用は営業者が自己の事業費用として負担し、本匿名組合財産からは支出しません。

2. 本匿名組合契約締結にあたってのリスクについて

本匿名組合契約に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しておりますが、本匿名組合契約に関する全てのリスクを網羅したものではなく、各出資者は自らの責任において、必要に応じ弁護士、税理士、公認会計士等の専門家に相談するなどして、本書面に記載された事項その他の事情を慎重に検討した上で投資判断を行ってください。

(1) 元本リスク

本匿名組合契約は、一定の利益の分配および出資金の元本の償還を保証しているものではありません。そのため、本匿名組合契約に基づく出資金の一部または全部に損失が生じる可能性があります。また、本匿名組合契約は、営業者または本事業の貸付先の業務または財産状況の変化を直接の原因として損失が生じるおそれがあります。

(2) 流動性リスク

本匿名組合契約に基づき本事業から生じる利益の分配を受けること等を内容とする権利(以下「本件出資持分」といいます。)は、金融商品市場で取引されるものではなく市場価格はありません。また、本件出資持分には、譲渡の制限があり、営業者の承諾がない限り、譲渡、質入れ、担保権設定その他一切の処分を行うことができません。本件出資持分の譲渡を希望される場合は、流動性(換金性)が著しく低いいため、譲渡代金が出資金を著しく下回り損失が生じるリスクや譲渡することができないリスクがあります。

(3) 信用リスク

① 営業者

お客様の出資金により組成される本匿名組合に係る本事業に属する財産の所有権は、商法第 536 条第 1 項の規定により、その所有権が営業者に帰属します。営業者が債務超過または支払不能に陥り、破産、民事再生等の倒産手続の開始決定がなされた場合には、本事業の継続の中止を余儀なくされ、利益の分配はもちろん、出資金の元本の償還も行われない可能性があります。ま

た、本匿名組合契約の出資金返還請求権および利益分配請求権には、保証その他の担保は付されていません。

② 貸付先

営業者は、本匿名組合契約に基づく出資金を原資として、貸付先との間の極度貸付契約に基づき金銭の貸付を実行しますが、本事業の貸付先の破綻等による貸付債権の回収の遅延・不能や回収コストの増大等により利益が予想を下回った場合、利益の分配および元本の全部または一部について、償還を受けられないリスクがあります。ただし、営業者と貸付先との貸付契約は、責任財産が限定されたノンリコースローンではないため、営業者は貸付先の一般財産を対象に貸付債権の回収を図ります。

③ 他の本匿名組合出資者

営業者は、本匿名組合の組成のために、本匿名組合契約と同様の様式でお客様以外の出資者と匿名組合契約(以下「他の匿名組合契約」といいます。)を締結しますが、他の匿名組合契約に基づき営業者に対して出資している他の出資者が破産手続開始の決定を受けた場合、商法第 541 条第 3 号により、他の匿名組合契約は終了します。本匿名組合契約においては、終了した他の匿名組合契約に係る清算金の支払いについては、本事業の継続が不能となる時まで延期することができることとなっていますが、何らかの事情により、本事業の継続が不能となる前に他の出資者の管財人等から営業者に対し出資金の返還、清算金の支払い等を請求され、かかる請求が認められた場合には、本事業へのキャッシュフローに影響を与える可能性があり、当初予定していた分配を受けられないリスクがあります。

④ 当社

当社は、営業者より本件出資持分の募集または私募の取扱い業務を受託しており、本件出資持分の分配・償還に係るお客様と営業者の間の金銭の授受は、当社を経由して行われます。したがって、当社の破産その他の信用力の悪化に起因して、当社の事務が滞り、お客様に対する利益の分配および償還が遅滞する可能性があります。

⑤ 取引金融機関

貸付先、営業者または当社が利用する金融機関が破綻した場合、貸付先、営業者または当社の業務に重大な支障が生じ、お客様に損失が発生する場合があります。

(4) その他のリスク

① 営業者の投資判断

お客様は、貸付先の選定、貸付条件の設定その他本事業に係る営業者の意思決定に関与することはできません。したがって、本匿名組合契約にあたり、

営業者の本事業に係る判断を信任していただく必要があります、営業者の判断によっては損失が発生する場合があります。

② 貸付先による期限前弁済リスク

営業者と貸付先との極度貸付契約では、貸付先が貸付債権に係る債務の全部または一部を弁済期日前に弁済することができることとされています。貸付元本の一部の期限前弁済を受けた場合には、元本額の減少により利息収入が低下することが見込まれ、これにより、実際の分配額が、営業者が当初想定していた金額を下回ることがあります。また、元本額が全額期限前弁済された場合には、それ以降、利息収入を得ることが見込めなくなります。期限前弁済の結果、営業者が本事業を終了させることが適切であると判断した場合は、本匿名組合契約をその契約期間満了前に終了させ、出資者への分配・償還を行うことがあります。この場合、実際の分配額が当初想定していた金額または利回りを下回る可能性があります。

③ 突発的要因に伴うリスク

金融市場の混乱、本事業および本匿名組合契約に係る関係者の事務的過誤、地震、台風、火災その他の自然災害や伝染病の蔓延、または戦争、テロ等の人為的災害により、本事業の遂行に重大な支障が生じた結果、本事業の経済的価値が大きく毀損し、その結果として分配額が減少する可能性があります。

④ 税制・法規制に関するリスク

本匿名組合契約に関する税法の規定またはその解釈もしくは運用等が変更された場合、お客様の税負担が増大し、その結果、お客様が受領する税負担（控除）後の分配金や償還額に影響を及ぼすリスクがあります。また、匿名組合に関わる法律またはその解釈もしくは運用等について、将来変更される可能性があります。変更になった場合は、本事業の遂行に影響を及ぼすリスクがあります。

(5) 留意事項

① 本事業に関する指図

本匿名組合契約において本事業の遂行は、営業者のみが営業者自身の裁量で行うものであり、これらについてお客様が直接指図等を行うことはできません。

② 貸付先への貸付けに関する直接の接触の禁止

営業者は、貸金業法に基づく登録を行った貸金業者のグループ会社として、当該グループ会社に対して貸付を行います。お客様において貸金業法に基づく登録が必要となることを避けるため、本匿名組合契約上、本事業に係る営業者の貸付先に対する貸付債権に関して出資者と当該貸付先が直接の接触をすることは禁止されています。また、当該貸付先からお客様に対して貸付に

関する直接の接触があったときは、お客様は営業者へ通報する義務があります。お客様がこれらの義務に反して、当該貸付先に対して貸付に関する直接の接触をしたときは、お客様自身が貸付行為を行っているものと判断され、貸金業法に違反するおそれがあります。

③ 適合性の原則

本匿名組合契約の締結を希望されるお客様は、投資に関する知識、経験、資力、投資目的、意向等に照らして、お客様が本匿名組合契約を締結することが適しているかどうかを厳格に審査するよう求められているため、当社の基準を満たさないと判断した場合は、本匿名組合契約の締結をお断りさせていただくことがありますのでご了承ください。

3. クーリング・オフの適用の有無について

本匿名組合契約には金融商品取引法第 37 条の 6(書面等による解除)の規定は適用されませんが、電子申込型電子募集取扱業務に該当するため、購入申込を行った日を含めて 8 日以内であれば、申込を撤回することができます。

マイページのお問い合わせフォームよりお手続きください。

第 3 金融商品取引業等に関する内閣府令第 79 条第 1 項に規定する事項

1. 金融商品取引契約の概要

お客様が営業者との間で締結されようとしている契約は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第 535 条に規定される匿名組合契約です。匿名組合契約とは、「当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生じる利益を分配することを約する」契約をいいます。

本匿名組合契約では、営業者がお客様の出資金を貸付先に対する貸付金に充当し、かかる貸付事業から生じる利益の分配を受けること等を内容としています。ただし、上記の利益の分配は保証されたものではなく、営業者の事業環境の変動もしくは財務状態の悪化により、利益の分配を行うことができず、または出資金の元本が毀損し、損失を被ることがあります。また、本事業の貸付先からの返済が滞った場合、利益の分配を行うことができず、または出資金の元本が毀損し、損失を被ることがあります。そのため、本匿名組合契約においては、出資金の元本の返還も保証されていません。

お客様が本匿名組合契約を締結することにより取得する本件出資持分は原則として第三者への譲渡等の処分はできません。

2. 手数料等に関する事項

上記第 2 の「1. 手数料など諸費用について」に記載のとおりです。

3. 本匿名組合契約に関する租税の概要

本匿名組合出資の分配金について、所得税基本通達 36・37 共-21 によって、お客様が本匿名組合契約に基づいて営業者の営む事業に係る重要な業務執行決定を行っている等、本事業を営業者とともに経営していると認められる場合以外には、本匿名組合契約に基づき営業者から受ける利益の分配は雑所得とすることとされています。また、お客様が法人の場合、法人税基本通達 14-1-3 によって、分配を受けまたは負担をすべき部分の金額を計算期間の末日の属する事業年度の益金の額または損金の額に算入することとされています。

本件匿名組合契約における利益の分配に対しては、当該金額の 20%相当額(ただし、2013 年 1 月 1 日 から 2037 年 12 月 31 日まで 20.42%)が日本国の税法に基づきお客様の所得税として源泉徴収されます。そのため、実際にお客様に支払われる金額は、当該分配額から源泉徴収分を控除した後の金額となります。お客様が法人の場合には法人の国内所得として、また、個人である場合には個人の所得として税金の申告をお客様各自で行う必要があります。その他、租税に関する詳細については、税務署または税理士等の専門家にご確認ください。

4. 本匿名組合契約の終了事由

本匿名組合契約は、以下の事由が発生した場合には終了します。

- (1) 契約期間が終了した場合。
- (2) 営業者について、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続またはその他営業者について適用ある倒産手続の開始決定がなされた場合。ただし、再生型倒産手続の場合には、管財人等が本匿名組合契約を解約した場合に限ります。
- (3) お客様について、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続もしくはその他適用ある倒産手続の開始決定がなされた場合。
- (4) お客様について以下の各号の事由が発生した場合で、営業者がその裁量に従い本匿名組合契約を解約する旨を書面でお客様に対し通知した場合。
 - ① 本匿名組合契約に基づく金銭の支払義務の履行を遅滞した場合。
 - ② 本匿名組合契約に規定したその他の約束または合意の重大な不履行または履行不能、またはこれらに準ずる事由(表明および保証に違反した場合を含みます。)がある場合。ただし、その治癒が可能である場合には、係る懈怠または違反の治癒を求める書面による通知が営業者から出資者に対して行われた後 10 日間係る懈怠または違反が継続した場合に限ります。
- (5) お客様および営業者の間で書面あるいは電磁的方法による解約合意がなさ

れた場合。

(6) 本事業の継続が不能の場合。

(7) 本匿名組合契約締結時点またはそれ以降において、お客様または営業者が反社会的勢力に該当または関与し、反社会的勢力に該当または関与したお客様または営業者の相手方が本匿名組合契約を解約した場合。

(8) その他、営業者の判断により繰上償還された場合。なお、繰上償還した際は、目標利回りを下回る可能性があります。

5. 本匿名組合契約の解約の可否について

営業者が定めた条件において解約が可能です。

6. 当社の概要

商 号	日産証券株式会社
本店所在地	東京都中央区銀座 6-10-1 GINZA SIX 9 階
代 表 者	代表取締役社長 二家 英彰
登 録 番 号	関東財務局長(金商)第 131 号
加 入 協 会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
指 定 紛 争 解 決 機 関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
設 立 年 月 日	1948 年 1 月 13 日
主 な 事 業	金融商品取引業、商品先物取引業
資 本 金	15 億円

7. 金融商品取引業者が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業であり、営業者からの委託を受けて、集団投資スキーム持分(金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5 号に掲げられる有価証券とみなされる権利)である匿名組合出資持分の募集および私募の取扱いを当社のウェブサイト等において行います。

8. お客様が当社に連絡する方法

①当社ウェブサイトのお問い合わせフォーム

当社ウェブサイトの URL:<https://funding.nissan-sec.co.jp/>

②電話:03-4216-1370 (受付時間:祝日を除く月～金曜日 9:00～17:00)

9. 当社が加入する金融商品取引業協会および当社を対象事業者とする認定投資者

保護団体

当社は、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入しております。お客様は、本匿名組合契約に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住所: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

電話番号: 0120-64-5005 (受付時間: 祝日を除く月～金曜日 9:00～17:00)

第 4 金融商品取引業等に関する内閣府令第 87 条に規定する事項

1. 出資対象事業持分取引契約に関する事項

(1) 出資対象事業持分の名称

別紙 1「ファンド概要」に記載のとおりです。

(2) 出資対象事業持分の形態

商法第 535 条に規定される匿名組合契約に基づく匿名組合出資持分です。

(3) 出資対象事業持分取引契約の締結の申込みに関する事項

① 募集期間

別紙 1「ファンド概要」に記載のとおりです。ただし、募集期間中にお客様より有効に申込まれた出資金の合計額が募集金額に達したときは、営業者の裁量により、募集期間を前倒しで終了することができます。

② 募集方式

先着順で募集金額に達するまで受け付けます。お申込みの金額の一部が募集金額を超過した場合、当該超過部分に係るお申込みは無効となります。ただし、営業者が事業に使用できると判断した場合には、お申込みは有効となります。

③ 募集金額

別紙 1「ファンド概要」に記載のとおりです。

④ 成立金額

募集期間中にお客様より有効に申込まれた出資金の合計額が別紙 1「ファンド概要」に記載の成立金額に達しなかった場合は、本匿名組合契約は不成立となり、お客様から受け入れた金銭は預託金口座に留保し、営業者への払い込みは行いません。

⑤ 最低出資額および追加出資単位

別紙 1「ファンド概要」に記載のとおりです。

⑥ 目標分配率(税引き前)

別紙 1「ファンド概要」に記載のとおりです。

⑦ 申込の方法

当社が定める手続きに従い、当社ウェブサイトより口座開設を行っていただいた上で、当社ウェブサイトよりお申込みいただきます。

お申込み前には、契約締結前交付書面および匿名組合契約約款をご確認いただき、申込み金額を入力いただき、購入ボタンをクリックすることで、本匿名組合契約の申込みを行っていただきます。申込みには事前に当社の預託金口座への入金が必要となり、預託金残高の範囲内で申込みが可能です。

(4) 出資または拠出をする金銭の払込みに関する事項

① 払込口座

本匿名組合契約に係る払込口座は、口座開設後、電磁的な方法でお知らせします。

② 払込金の取扱い

当社は、お客様から振り込まれた出資金を、当社固有財産を保管する銀行口座とは別の銀行口座にて、他のお客様の出資金と一括して分別管理します。

③ 営業者への送金

当社は、本匿名組合契約成立後、遅滞なく当社の預託金口座から別紙 3 に記載の営業者の分別管理銀行口座に送金するものとします。

④ 営業者から送金される金銭

営業者がお客様に対して分配する利益または償還金については、別紙 3 に記載の営業者の分別管理銀行口座より、当社の分別管理銀行口座に振り込まれることにより、お客様の預託金として管理されます。

⑤ 出資金の確認方法

お客様は、当社ウェブサイトよりログインいただき、マイページにて、送金した出資金および営業者がお客様に対して分配した利益または償還金および預託金の状況を随時確認することができます。

⑥ 預託金の出金について

営業者がお客様に対して分配する利益または償還金並びに預託金を出金する場合は、当社ウェブサイトよりログインいただき、マイページにて出金を依頼することにより、お客様が口座開設時に登録した銀行口座(当社が定める手続きに従い変更した場合は変更後の銀行口座)に送金いたします。なお、お客様の銀行預金口座への出金に係る出金手数料は、出金額が 1 万円未満であるとき、または出金回数が月 2 回以上のときは、1 回につき 660 円(消費税および地方消費税を含みます。)です。

(5) 出資対象事業持分に係る契約期間

別紙 1「ファンド概要」に記載のとおりです。ただし、本匿名組合契約の運用期間終了前に営業者の判断により繰上償還される場合は、契約期間についても変更となります。なお、上記第 3 の「4. 本匿名組合契約の終了事由」に記載する事由が生じた場合は、その時点で本匿名組合契約は終了します。

(6) 出資対象事業持分の解約

お客様は、毎月 25 日までに当社ウェブサイトよりログインいただき、マイページにて営業者に通知することにより、解約通知期限日の翌月末日をもって本匿名組合契約の全部または一部を解約することができます。ただし、一部解約は 1 万口以上 1 口単位とし、一部解約後の出資口数が 1 万口を下回ることはできません。

解約金額は解約時点のお客様の保有口数について、1 口=1 円として計算します。解約金は原則として解約通知期限日の翌々月 5 日（非営業日の場合、翌営業日）までにお客様に係る預託金口座に送金します。

同一の計算期間中に解約申込みが集中した場合、営業者の判断により当該計算期間における解約申込みの受付を停止する場合があります。

(7) 出資対象事業持分の譲渡制限について

お客様は、営業者の事前の書面による承諾のない限り、本匿名組合契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。

(8) お客様の権利および責任の範囲に関する事項

① 出資対象事業に係る財産に対する監視権

お客様は、商法第 539 条の規定に従い、営業者の業務および財産の状況について検査することができます。

② 出資対象事業に係る財産の所有関係

本匿名組合契約に係る財産の所有権は全て営業者に帰属し、お客様は当該財産に関しての持分または所有権その他いかなる権利も有しません。

③ お客様の第三者に対する責任の範囲

お客様が本事業に関して第三者に対して責任を負うことはありません。

④ 出資対象事業に係る財産が損失により減じた場合のお客様の損失分担に関する事項

本匿名組合契約に係る財産が損失により減じた場合、お客様が保有する匿名組合出資持分の割合に応じて損失を負担していただきます。ただし、お客様の出資金の額を限度とします。

⑤ 出資対象事業の持分の内容

匿名組合出資持分の内容は、本匿名組合契約に基づく匿名組合員としての地位並びに本匿名組合契約に基づく権利および義務になります。

2. 出資対象事業の運営について

(1) 出資対象事業の内容および運営の方針

出資対象事業(本事業)は、営業者が貸付先との間で極度貸付契約を締結し、貸付先に金銭を貸し付け、営業者が貸付先から元本および利息の支払いを受ける事業です。本匿名組合契約は、当該事業からの利益を確保することを基本方針とします。

本事業は、営業者が貸付額、利息等の貸付条件を設定し、貸付先に対して営業者自身の判断でこれを行うものとします。お客様への分配・償還は貸付先からの利息および弁済金を原資とし貸付先が破産等または預金の差押え等が発生した場合に利益の分配はもちろん、出資金の元金の償還も行われないこととなります。回収業務は、裁判手続による回収の他、貸付条件の変更、和解契約の締結などの方法で回収を行います。また、当社においても、入手した資料や貸付先を含め関係者へのヒアリング等を行い、財務状況、事業計画の内容および資金使途等について、審査を実施いたします。審査の結果を踏まえ、本匿名組合出資の募集または私募の取扱いを行うことの可否の判断を行います。当社は、審査に合格した匿名組合出資のみ募集または私募の取扱いを行います。

(2) 出資対象事業の運営体制について

本匿名組合契約は、みなし有価証券(匿名組合出資持分)の発行者である匿名組合の営業者と匿名組合員であるお客様との匿名組合契約の締結により成立します。お客様の出資金は全て営業者の財産に帰属し営業者の意思決定により本事業に係る活動が行われます。

① 組織

本事業は、営業者が本匿名組合契約に基づき運営します。

② 内部規則

本事業は、本匿名組合契約の規定に従って運営されます。

③ 意思決定に係る手続

本事業に係る意思決定は、営業者の判断によって行われます。

(3) 出資対象事業持分の発行者の商号、役割および関係業務の内容

① 発行者

商 号	NS ファンディング合同会社
住 所	東京都中央区銀座 6-10-1 GINZA SIX 9 階
代 表 者	代表社員 NS FinTech 株式会社
資 本 金	100 万円
設 立	2023 年 4 月 3 日
主 な 事 業	事業資金の貸付

役 割	お客様と本匿名組合契約を締結し、お客様からの出資金を原資として本事業の運営を行います。本事業から得た金銭を原資として、お客様に対する利益の分配および出資金の償還を行います。
関 係 業 務	貸付事業における貸付債権の取得、管理および回収

② 貸付先

商 号	NS FinTech 株式会社
住 所	東京都中央区銀座 6-10-1 GINZA SIX 9 階
代 表 者	代表取締役 平尾 友亮
資 本 金	35 百万円
設 立	2019 年 11 月 29 日
主 な 事 業	貸金業

※日産証券ファイナンス株式会社は 2025 年 5 月 1 日付で NS FinTech 株式会社に商号を変更いたしました。

(4) 出資対象事業から生じる収益の配当又財産の分配(以下「分配等」といいます。)の方針

お客様は、出資割合に応じて、毎月、本事業から生じる利益の分配を受ける権利を有し、あるいは損失を負担する義務を負います。ただし、分配等は、以下に定める金銭の分配または出資金の償還として、それぞれ支払われるものとします。お客様は、利益の分配または出資金の償還によらず、分配等の請求はできないものとします。また、本事業に係る損失の分配の結果、お客様に分配された損失累計額が本匿名組合出資の額を超過する場合においても、お客様は本匿名組合出資に係る出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとします。

① 事業損益の分配

営業者は、毎計算期間終了時において事業損益を計算し、事業利益または事業損失が生じた場合は、出資割合に応じてお客様に分配します。分配額は、次の計算式により算出します。

[計算式]

事業損益 ÷ 出資口数の総数 × 10000 (1 円未満を四捨五入) × お客様の出資口数 ÷ 10000 (1 円未満を切り上げ)

② 出資金の元本の償還

営業者は、お客様に対し、本匿名組合に係る出資金の残高から出資者が負担すべき本事業の損失に係る金額を控除した金額を限度として、出資金の償還を行うことができるものとします。

③ 分配の方法

営業者は、上記「①事業損益の分配」に定める分配については下記 3「(5)分配等に関する事項」に基づき、また、上記「②出資金の元本の償還」に定める出資金の償還については本匿名組合契約の契約期間終了後または中途解約申込後、原則として翌々月の 5 日（非営業日の場合、翌営業日）に、当社の分別管理口座に送金され、お客様の預託金として管理されます。

なお、本匿名組合契約の契約期間終了後、上記「②出資金の元本の償還」に定める償還の後も残余の金銭があるときは営業者が営業者報酬として徴収します。

(5) 事業年度および計算期間

本事業の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとします。ただし、第 1 期の事業年度は、本事業開始日から直後に到来する 10 月 31 日までとし、最後の事業年度は直前の事業年度の末日の翌日から本事業の完了の日までの期間とします。

計算期間は、事業年度内の毎月 1 日から同月末日までとします。

(6) 出資対象事業に係る手数料等の徴収方法および租税について

本事業に係る手数料等の徴収方法につきましては、上記第 2 の 1「(1) お客様にご負担いただく手数料等」をご参照ください。また、出資対象事業に係る租税については、上記第 3 の「3. 本匿名組合契約に関する租税の概要」をご参照ください。

(7) 分別管理の方法について

営業者は、お客様からの出資金を別紙 3 に記載の銀行口座において、営業者の固有の財産および営業者が行う本事業以外の営業に係る財産と分別して管理し、本事業の目的のためにのみこれを使用します。上記分別管理銀行口座は、営業者が行う本事業への出資として本匿名組合契約を締結したお客様の出資金から、本事業に係る費用相当額を控除した上で、出資金および当該出資金を原資とする営業者の貸付に係る利益としての金銭を管理するためにのみ維持・管理し、営業者の固有財産の管理および営業者の貸付事業以外の他の事業のために使用しないものとします。

3. 出資対象事業の経理について

(1) 貸借対照表

別紙 4「ファンドの財務状況」に記載のとおりです。

(2) 損益計算書

別紙 4「ファンドの財務状況」に記載のとおりです。

(3) 出資対象事業持分の総額

2024年10月31日現在の出資対象事業持分の総額は503,605,242円です。

(4) 発行済みの出資対象事業持分の総数

2024年10月31日現在の発行済みの出資対象事業持分の総数は503,605,242口です。

(5) 分配等に関する事項

① 分配等の総額

2024年10月31日現在の本匿名組合契約に基づく出資者に対する分配金の額および出資金の償還額の総額は462,461円です。

② 分配等の支払い方法

上記2(4)に規定する現金分配の方針に基づき、営業者は利益の分配として計算された金額を、当社の分別管理銀行口座に送金し、これにより当該金額がお客様の預託金として管理されます。

③ 分配の再投資

お客様は分配金を預託金として受け取るか再投資するか選択することができます。お客様が再投資を希望する場合、分配金は自動的に再投資されます。

④ 分配等に対する課税方法および税率

上記第3の「3. 本匿名組合契約に関する租税の概要」をご参照ください。

(6) 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額および純損益額

別紙4「ファンドの財務状況」に記載のとおりです。

(7) 出資対象事業持分一単位当たりの総資産額、純損益額および分配等の金額

2024年10月31日現在の出資対象事業持分一単位当たりの総資産額、純損益額および分配等の金額は以下の通りです。

総資産額 1.001 円

純損益額 0.010 円

分配額 0.010 円

(8) 自己資本比率および自己資本利益率

本事業に対して本営業者の自己資本は用いておりません。

(9) 投資を行う資産に関する事項

① 資産の種類ごとの数量および金額

本事業の出資対象となる資産は貸付債権であり、2024年10月31日現在の数量は503,605,242口、金額は503,605,242円です。

② ①の金額の評価方法

個々の貸付債権の回収可能性を考慮して適切に評価します。

③ ①の金額が本匿名組合に係る資産の総額に占める割合

2024年10月31日現在で100%です。

第 5 金融商品取引業等に関する内閣府令第 92 条の 2 に規定する事項

1. 事業型出資対象事業持分に関する金銭の管理方法

上記第 4 の 2「(7) 分別管理の方法について」に記載のとおりです。

2. 分別管理の実施状況および当該実施状況の確認を行った方法

当社は、営業者から上記第 5 の 1「事業型出資対象事業持分に関する金銭の管理方法」に定める分別管理銀行口座の通帳の写しやインターネットバンキングの画面等の提示を受け、当該銀行口座が開設済みであることを確認しております。また、当社では、当社の経理担当者が日次で預金口座の入出金状況を確認するなどして、分別管理の実施状況を確認しております。

3. 本匿名組合契約の特性および当該特性を理解したうえで投資を行うべき旨

上記第 1 の記載をご確認ください。

4. 出資対象事業に係る資金の流れに関する事項

(1) 出資を受けた金銭の使途の具体的な内容および当該金銭の各使途への配分に係る方針

出資を受けた金銭は、原則として、すべて営業者から本事業への金銭の貸付けに使用されます。営業者は、上記第 5 の 1「事業型出資対象事業持分に関する金銭の管理方法」に定める分別管理銀行口座において、出資を受けた金銭を管理いたします。

(2) 出資を受けた金銭に係る送金または管理を行う者の商号または名称および役割

上記第 4 の 2(3)「①発行者」に記載のとおりです。

5. 本件出資持分を有する者から出資を受けた金銭に係る外部監査

外部監査は実施いたしません。

第 6 貸付型ファンドに関する Q&A に基づく情報提供

第二種金融商品取引業協会が作成した「貸付型ファンドに関する Q&A」に基づき当社がお客様の勧誘時に提供ないし説明すべき情報は以下のとおりです。

1. 利害関係の状況

当社および営業者は、日産証券グループ株式会社のグループ会社です。当社は日産証券グループ株式会社の 100%子会社であり、営業者は日産証券グループ株式会社の 100%子会社である NS FinTech 株式会社の 100%子会社です。

当社と営業者の間の人的関係、および当社と貸付先の間の人的関係(役員の兼務関係)がある場合、当社ウェブサイトにて開示しております。

2. 営業者の財務状況

別紙 4「営業者の財務状況」に記載のとおりです。

3. 資金使途および事業計画の概要

資金使途は NS FinTech 株式会社の貸付事業の事業資金であり、営業者は本匿名組合契約に基づき調達した資金を NS FinTech 株式会社に融資します。なお、営業者は本匿名組合を組成するために設立された特別目的会社であり、同社独自の事業を行う予定はありません。

4. 分別管理の方法

上記第 4 の 2「(7) 分別管理の方法について」に記載のとおりです。

5. 審査により判明した具体的リスクおよび注意事項

当社は、社内の審査で、入手した書類および資料により実施した調査結果および貸付先の財務状況・事業計画および資金使途等の項目の確認結果並びに募集条件等について、本匿名組合出資持分の募集または私募の取扱いを行うことの適切性を審査いたしました。その結果、本匿名組合出資持分の募集または私募の取扱いを行うことを承認されております。

6. ファンド報告書の交付方法等

営業者は、事業年度の末日(決算期)から 3 ヶ月以内に、事業年度中の本事業の概況および分配等について記載した「ファンド報告書」を作成します。当社は、営業者より委託を受け当該ファンド報告書を当社のウェブサイトよりお客様に交付いたします。

7. 貸付先の属性

営業者は、日産証券グループ株式会社の 100%子会社である NS FinTech 株式会社に対して貸付を行います。

8. 貸付条件

貸付先に対する貸付条件は、別紙 2「貸付条件」を予定しています。

9. 貸付先の資金使途

貸付先(NS FinTech 株式会社)は、登録貸金業者として、資金需要のある国内外の投資会社に対して貸付を行います。

10. 回収可能性に影響を与える情報

NS FinTech 株式会社の財務状況は当社ウェブサイトに掲載しております。担保・保証はありません。なお、NS FinTech 株式会社では、貸付基本方針(貸付の審査及びリスク管理の方針)に基づき、貸付事業において適切なリスク管理を行っており、これまで貸し倒れは発生していません。

11. 審査態勢

以下の手順により、審査・モニタリングを行います。

- ① 貸付先等へのヒアリング等を行い、財務状況や資金使途等について審査を実施します。
- ② 営業者が貸付額、利息等の貸付条件を設定します。
- ③ その結果を踏まえて、当社の審査において本ファンドを取扱うかの可否を判断します。
- ④ 毎月モニタリングを行い、適切に運用されているかをチェックします。

12. 貸付債権の管理、回収方針・態勢

貸付先が破産等または預金の差押え等が発生し、利払い等が滞った場合には、以下の方法で回収業務を行います。

回収業務は、弁護士に委託し、

- ①裁判手続きによる回収
 - ②貸付条件の変更
 - ③和解契約の締結
- 等の方法で回収を行います。

第 7 電子申込型電子募集取扱業務に関する情報提供

第二種金融商品取引業協会が作成した「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に基づき当社がお客様の勧誘時に提供ないし説明すべき情報は以下のとおりです。

1. 金融商品取引業等に関する内閣府令第 146 条の2第3項と同等のものとみなす事項

本ファンドは電子申込型電子募集取扱業務として行われ、金融商品取引法上の開示は義務付けられていません。

NS ファンディング合同会社が発行したファンドにおいて、貸付先の返済遅延または返済不能を原因として出資者に損失が生じたことはありません。

本ファンドは貸借対照表および損益計算書について外部監査は実施いたしません。

分配金の原資は利益によるものであり、元本の払戻しによる分配はありません。

本ファンドは、取引の参考となる気配や相場はなく、匿名組合契約上、譲渡が認められていないため、換金性はありません。また、相対で本ファンドの契約書を譲渡したとしても、その権利の移転は営業者に認められません。

お客様は本ファンドについて、マイページのお問い合わせフォームにより当社に照会することができます。

本ファンドは既に事業が開始されておりますので、お客様から 1 円でも追加購入があれば、営業者に払い込みを行います。

本ファンドのファンド報告書はマイページで提供します。

本ファンドの発行者(営業者)および当社は日産証券グループ株式会社のグループ会社です。発行者の代表社員である NS FinTech 株式会社と当社の役員を兼務する者がおります。

当社および当社のグループ会社の役職員が本ファンドを購入する場合でも購入条件は他の投資家と同一です。

2. 金融商品取引業等に関する内閣府令第 83 条第 1 項第 6 号に規定する事項

(1) 募集期間

別紙 1「ファンド概要」に記載のとおりです。

(2) 募集金額

別紙 1「ファンド概要」に記載のとおりです。

(3) 応募額が募集金額を下回る場合及び上回る場合における当該応募額の取扱

いの方法

初回募集時は応募額が別紙 1「ファンド概要」に記載の成立金額に達するまで応募代金を営業者に払い込まず、お客様の預託金口座に留保します。追加募集時は事業が開始されていることから応募が 1 円でもあれば応募代金を発行者に払い込みます。

応募額が募集金額を上回った場合、営業者が事業資金として使用できると判断した時には応募代金を営業者に払い込みます。営業者が事業資金として使用できないと判断した時には応募代金を営業者に払い込まず、お客様の預託金口座に留保します。応募額が募集金額を超過した時に複数のお客様からの応募がある場合の判定は購入申込の先着順で行います。

(4) 当該有価証券の取得に係る応募代金の管理方法

応募代金は特定有価証券等管理行為により分別管理します。

(5) 審査の概要および審査の実施結果の概要

当社は、発行者に関する以下の事項について、第二種金融商品取引業協会が作成した「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に基づき、適切な審査を実施し、募集の取扱いを行うことが適当と認めました。

- ・事業等の実在性
- ・資金調達者としての適格性
- ・財政状態及び経営成績
- ・事業等の計画及び見通し
- ・事業等のリスクに関する検討
- ・調達資金の額、その用途
- ・発行者と当社との間の利害関係の状況
- ・経理の状況(分別管理の状況を含む。)
- ・過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況
- ・適切な情報提供を行う体制
- ・その他必要と認める事項

(6) クーリング・オフ

購入申込を行った日を含めて 8 日以内であれば、申込を撤回することができます。マイページのお問い合わせフォームよりお手続きください。運用開始日の翌々月 5 日(休業日の場合、翌営業日)までに預託金口座に返金いたします。費用は一切かかりません。なお、購入申込日に関わらず、毎月 25 日まではお客様ご自身で購入申込の取消しが可能です。なお、運用開始後のクーリング・オフの場合、分配金の支払いはありません。

(7) 売買の機会に関する事項

本件出資持分には、譲渡の制限があり、営業者の承諾がない限り、譲渡、質入れ、担保権設定その他一切の処分を行うことができません。本件出資持分の譲渡を希望される場合は、流動性(換金性)が著しく低いため、譲渡代金が出資金を著しく下回り損失が生じるリスクや譲渡することができないリスクがあります。

別紙 1

ファンド概要

ファンド名	NS ローンファンド 10 年(解約制限なし)
募集期間	開始: 2023 年 10 月 2 日 12:00 終了: 2033 年 4 月 30 日 23:59
募集方式	先着式
募集金額	4 億 9999 万円
成立金額	10 万円
目標分配率	年率 1.0% ※上記利率の分配を保証するものではありません。
最低出資額 出資単位	10 万円以上 1 円単位 ※営業者が認めた場合に限り、10 万円未満での申込みが可能です。 ※追加出資は 1 円単位で可能です。
ファンド成立予定日	2023 年 11 月 1 日
予定運用期間	約 10 年
予定運用開始日	2023 年 11 月 1 日
予定運用終了日	2033 年 10 月 31 日
申込期限	2023 年 10 月 25 日以降、毎月 25 日 ※営業者の判断により募集しないこともあります。
中途解約	毎月 25 日までに通知することにより、翌月の月末日をもって全部または一部の解約が可能です。ただし、一部解約は 1 万口以上 1 口単位とします。 解約金は原則として翌々月の 5 日(非営業日の場合、翌営業日)までに預託金口座に送金します。
事業年度(決算期)	毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとします。 ただし、第1期の事業年度は、本事業開始日から 2024 年 10 月 31 日までとし、最後の事業年度は直前の事業年度の末日の翌日から本事業の完了の日までの期間とします。
分配時期	毎月月末
分配金の受取方法	再投資コースまたは受取コースのいずれか一方を選択することができます。 【再投資コース】翌月 1 日から再投資 【受取りコース】原則として翌月 5 日(非営業日の場合、

	翌営業日)までに送金 ※受取りコースはお客様の預託金口座に送金
分配金のコース変更	毎月 25 日までのお申込みで、当月末の分配時から変更されます。
契約期間	本契約の締結日から本事業の運用終了日までです。 ただし、営業者の判断により運用終了日以前に終了する場合があります。 また、営業者の裁量により、本契約の有効期間を最長 1 年間延長することができるものとします。
募集または私募の取扱い手数料	取扱い手数料は徴収しません。

別紙 2

貸付条件

貸付極度額	金 4 億 9999 万円
契約締結日	2023 年 9 月 21 日
貸付実行日	契約締結日から毎月 1 日
利息	年 1.0%(年利) ※短期プライムレートの変動等に伴い、変更することがあります。
利払い日	貸付実行日の翌月 5 日(非営業日の場合、翌営業日)
利息の計算方法	貸付実行日の貸付金額に貸付利率を乗じて計算する。
弁済期日	営業者が通知を行った月の当月末日(非営業日の場合、翌営業日)
弁済方法	元本弁済予定日に営業者が指定する銀行口座に振込送金により支払いを行います。
用途	貸付事業の事業資金
遅延損害金	年 2.0%

別紙 3

出資金管理口座

金融機関名	みずほ銀行
本支店名	本店
所在地	東京都千代田区丸の内 1-3-3
口座種別	普通
口座番号	5759389
口座名義	NS ファンディング合同会社 ファンド 3 号口

注記:お客様が入金を行う口座ではありません。

別紙 4

ファンドの財務状況

(NSローンファンド10年(解約制限なし))

貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 金	200,644	未 払 金	426,720
未 収 収 益 金	426,720	仮 受 金	55
貸 付 金	503,605,242		
		負 債 合 計	426,775
		(純 資 産 の 部)	
		出 資 金	503,805,886
		累計利益金又は累計損失金	
		前期繰越利益金	
		当期純利益金	462,406
		累計分配金	△462,461
		純 資 産 合 計	503,805,831
資 産 合 計	504,232,606	負 債 ・ 純 資 産 合 計	504,232,606

損益計算書

2023年11月1日から

(2024年10月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
受 取 利 息	462,406
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	—
営 業 利 益	462,406
営 業 外 収 益	—
営 業 外 費 用	—
経 常 利 益	—
特 別 利 益	—
特 別 損 失	—
当 期 純 利 益	462,406

別紙 5

営業者の財務状況

貸 借 対 照 表

(2024年 3 月31日現在)

NSファンディング合同会社

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,343,575	流 動 負 債	4,967
現 金 及 び 預 金	112,266	未 払 金	3,611
未 収 入 金	1,684	未 払 法 人 税 等	941
短 期 貸 付 金	1,227,612	前 受 金	27
立 替 金	27	預 り 金	388
未 収 収 益	1,984		
固 定 資 産	35	固 定 負 債	1,336,218
投資その他の資産	35	長 期 預 り 金	1,336,218
繰 延 税 金 資 産	35	負 債 合 計	1,341,186
		資 本 金	1,000
		累計利益金又は累計損失	1,424
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,424
		(純 資 産 の 部)	2,424
資 産 合 計	1,343,611	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,343,611

損 益 計 算 書

2023年 4 月 3 日から

(2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		20,084
受 取 利 息	14,336	
そ の 他 営 業 収 益	5,747	
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		3,591
営 業 利 益		16,492
営 業 外 収 益		-
営 業 外 費 用		-
経 常 利 益		16,492
特 別 利 益		-
特 別 損 失		-
匿名組合損益分配前税均等調整前当期純利益		16,492
匿 名 組 合 損 益 分 配 金		△14,355
税 引 前 当 期 純 利 益		2,137
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		747
法 人 税 等 調 整 額		△35
当 期 純 利 益		1,424